

「秋田城跡」についての一考察

— 8 世紀の土器と施設の創建年代 —

船 木 義 勝

はじめに

史跡「秋田城跡」の発掘調査は、昭和34～37年間の国営調査（当時の文化財保護委員会、現在の文化庁）と昭和47年度以降秋田市教育委員会秋田城跡発掘調査事務所によって、実施されている。特に昭和47年度以降の継続調査によって「秋田城跡」の外郭線と政庁の全貌が明らかにされつつあり、その成果には目を見張るものがある。これまでの発掘調査で出土した土器は膨大な量にのぼり、あらためて全体に目配りすることはもはや至難に近い業と思われる。「秋田城跡」出土土器^(註1)については、小松正夫氏を中心として、石郷岡誠一氏、日野久氏の論考がある。これらの土器研究によって奈良・平安時代の編年大綱が組み立てられ、「秋田城跡」出土土器の様相はほぼ明らかになってきている。また後城遺跡などの調査によって「秋田城跡」と周辺遺跡の実態についても解明されてきた。

この「秋田城跡」発掘調査の成果は、秋田城だけにとどまらず古代出羽国の実態の反映としてきわめて重要である。つまり「秋田城跡」出土土器は文献による裏づけをもつ基準資料で、絶対年代資料としての価値をもち得るからである。

第1表 須恵器窯の編年

筆者等がかつて、秋田県における須恵器生産は今のところ8世紀中葉から操業を開始し、10世紀前半^(註2)で停止したとその大要と編年を述べたことがある（第1表）。しかしそれは、各土器段階の設定の基礎は杯を中心とする供膳形態の変化に中心を置いたものであり、須恵器の器種組成と共存する土師器の内容については言及しなかった。そこで今回は8世紀の土器に焦点をあて、須恵器の編年をもとに土師器との相伴関係などについて、当該期の「秋田城跡」の資料を取り上げてみる。本稿は「秋田城跡」の遺

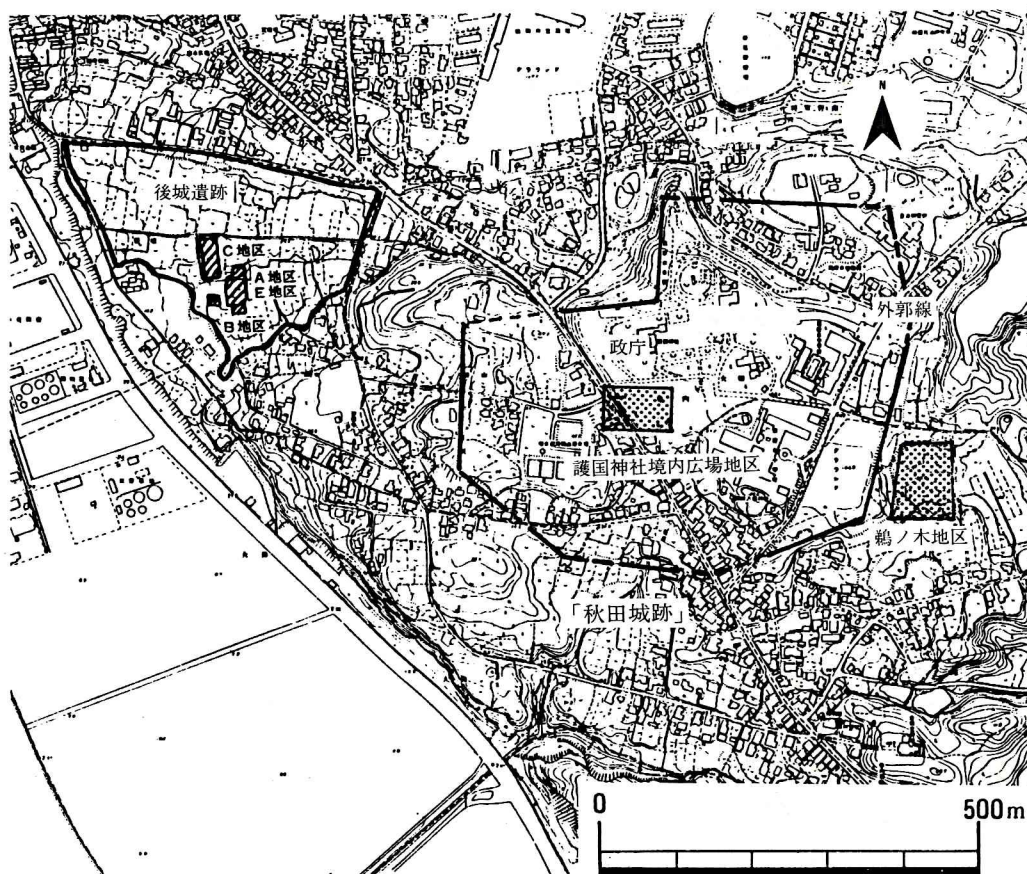
画期	標 式 窯	時 期
I	末館 I・II 窯土器段階	8 世紀中葉
II A	手形山 窯土器段階	8 世紀後半
II B	郷土館 窯土器段階	8 世紀末～ 9 世紀前葉
II C	成沢 窯土器段階	9 世紀中葉
III A	海老沢 窯土器段階	9 世紀後葉
III B	七窪・物見 窯土器段階	9 世紀末～ 10 世紀前半

構や堆積層，木簡共伴土器，漆紙文書付着土器などの一括出土土器を援用し，土器組成，層位関係とくに文献史料との関係などについて検討し，8世紀の基準資料となる土器編年とその年代にあわせて政庁，築地土塀の創建年代についてふれてみたい。

I 「秋田城跡」の位置と調査の概要

「秋田城跡」は秋田市寺内の高清水丘陵上に位置する。高清水丘陵は標高約50mの独立丘陵で，西端は旧雄物川，さらに西方2kmで日本海に達する(第1図)。

次に，調査の成果から遺跡の全体像を記しておく。



第1図 遺跡の位置

(1) 護国神社境内広場地区の政庁(第2図)

政庁を区画する施設は、2時期の築地土塀とその廃絶後の一本柱列3時期、全5時期の変遷が認められている。政庁域の規模は東西約94m、南北約77mの範囲である。政庁の正面には正殿(全6期の変遷)、正殿南建物、北東・北西部建物群、東辺建物群があきらかにされている。近い将来には東脇殿の調査もおこなわれることであろう。

(2) 外郭線と周辺の調査

外郭線は瓦葺築地土塀が2時期、築地崩壊後の布掘りを伴う柱列が2時期、合計4時期の変遷が認められている。外郭線は不整多角形を呈し、その規模は東西・南北の最長辺で約550mである。

外郭線に沿って城内に堅穴住居跡群があり、外郭線の外側にも一定の間隔(空白地帯)をおいて堅穴住居跡群がある。城内の遺構には鉄製品、墨書土器などが多く、城外のそれとの性格の相違が指摘^(註3)されている。

(3) 鵜ノ木地区の遺構(第3図)

当地区は外郭線東辺の外側約100mにあたる範囲に確認されている遺構群を総称している。主要な掘立柱建物は2×5間、2×7間の南北廂をもつ東西棟建物が南北に配置され、その間に東西棟2×3間の総柱建物など偉容を誇る建物群である。その他、井戸跡から年紀木簡や「寺」「□玉寺」墨書土器など貴重な資料の発見が相ついでいる。

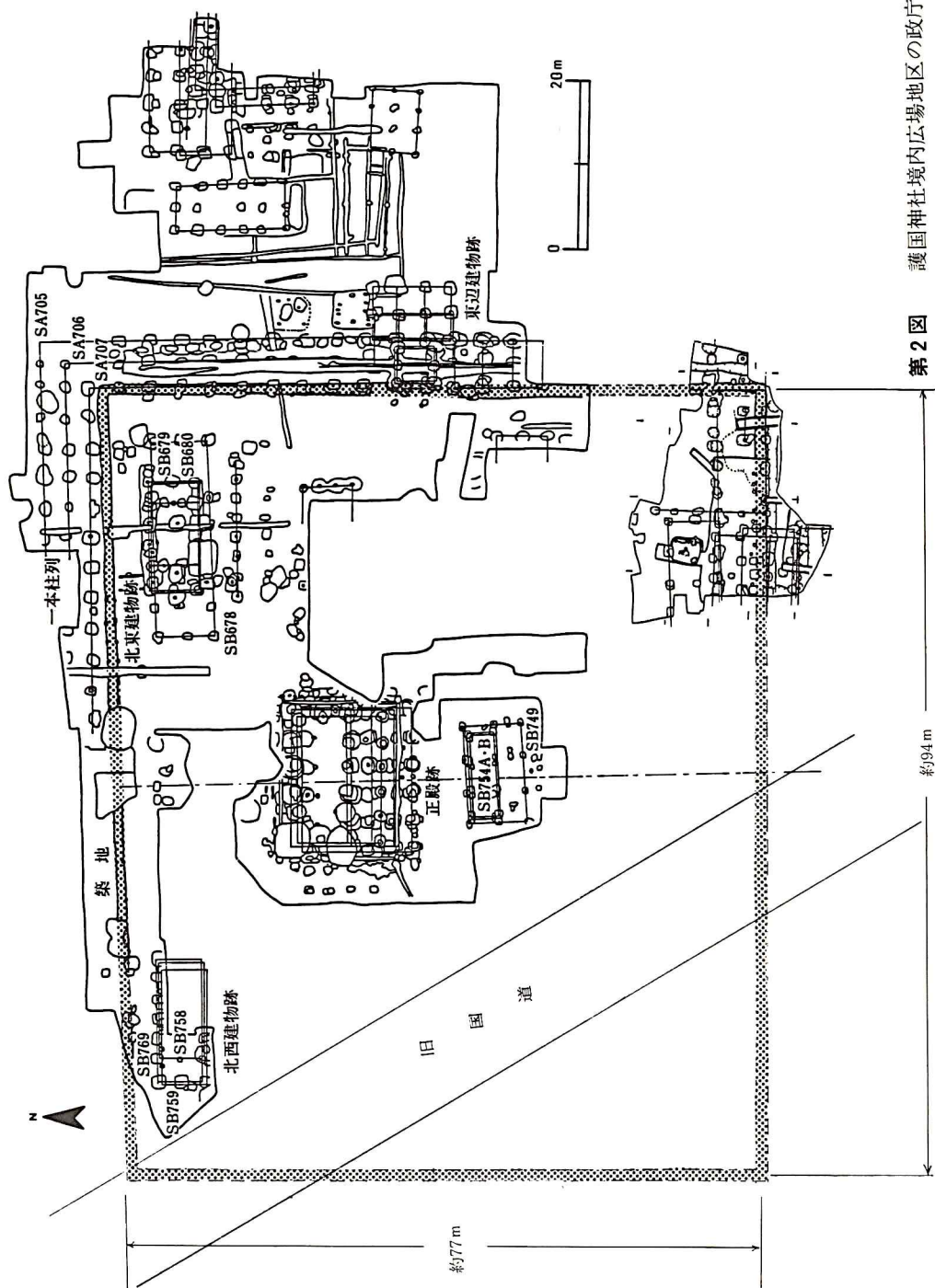
このように外郭線の東辺に隣接する当地区の建物群については、天長七年(830)の大地震の際倒壊した四天王寺跡に推定する考えや年紀木簡の内容とその出土地点から出羽柵跡とする考えなど官衙・寺院両側面から検討^(註4)されている。

II 文献史料による沿革

出羽柵・秋田城の建物が高清水岡の上に存在していたことは事実であろう。発掘調査によって検出されている建物群が文献史料のどの年代のものと特定できるか否かなど検討してみなければならないが、このためには出羽柵・秋田城に関する文献史料のうち、建物の新築、移転、倒壊、焼失などが考えられる主なものを取りあげる。

(1) 天平五(733)年十二月二十六日条「出羽柵を遷して秋田村高清水岡に置く。」(続日本紀)

山形県庄内の出羽郡から北進した出羽柵は秋田市高清水岡に遷し置かれたことがわかる。こ



第2図 護国神社境内広場地区の政庁

の秋田出羽柵はどこにあるのだろうか。

- (2) 延暦二十三(804)年十一月二十二日条「秋田城は建置以来四十余年，土地墾墾にして五穀よろしからず。」(日本後紀) 天平宝字四(760)年三月「…加似阿支太城…」(大日本古文書「丸部足人解」)

両史料は，おそらく天平宝字三・四年頃，出羽柵が秋田城と呼称していたことを示唆するもので，雄勝城とともに城制施行にともなう改称なのであろうか。(1)の出羽柵，(2)の秋田城は同一施設なのであろうか，異なる施設なのであろうか。

- (3) 天長七(830)年正月二十八日条「今月三日酉の時の牒に曰く，『今日の辰の刻，大いに地震ひ動き，響は雷霆の如し。登時に城郭，官舎，並びに四天王寺の丈六の仏像，四王堂の舎等，皆悉く顛倒す。』」(類聚国史)

天長の大地震による秋田城の損害のようすを記述しているが，築地土堀の倒壊がなかったのであろうか。また秋田城の附属寺院と思われる四天王寺，四王堂という寺院名がみえるがこの寺院はどこにあったのであろうか。

- (4) 嘉祥三(850)年十月十六日条「出羽の国，言上す，『地大いに震へ裂け，山谷処を易へ，圧死する者衆し』と。」(文徳実録)

嘉祥の地震が秋田城に損害を与えたか否かについては明らかではないが，大規模な地震であったことは「城柵は傾頽す」からもわかる。

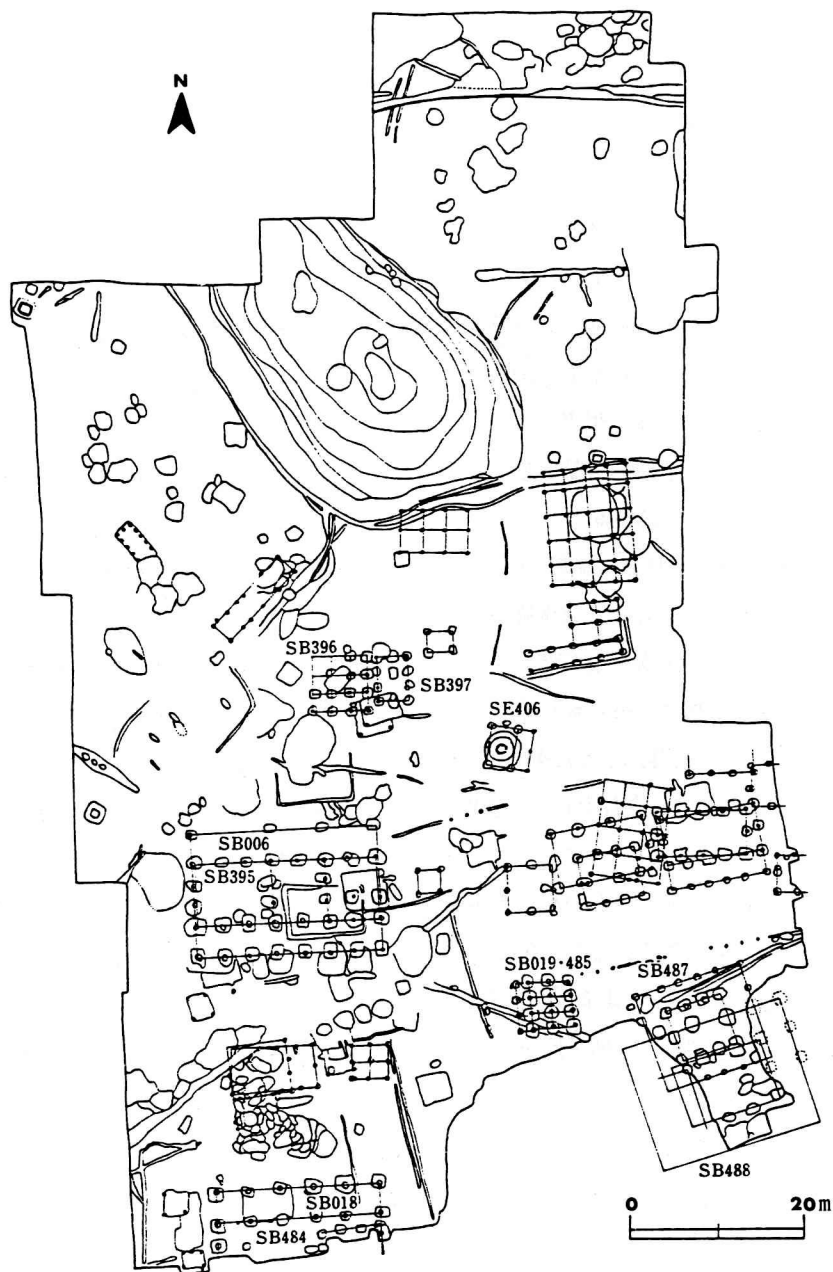
- (5) 元慶二(878)年三月二十九日条「出羽の国の守，正五位下，藤原朝臣興世，飛駢に上奏す。『夷俘叛乱して，今月十五日，秋田城並びに郡院の屋舎，城辺の民家を焼損す。』」(三代実録)

秋田城司の悪政に端を発したといわれる元慶の乱勃発記事であり，秋田城の建物がほとんど焼失し，一時秋田城も占拠されたことを記している。

- (6) 天慶二(939)年五月六日条「出羽の国の馳駢使来る。其の解文に云く，賊徒秋田郡に到り来り，官舎を開き，官稲を掠め取り，百姓の財物を焼亡す。又，異類を卒ゐて来るべしと」(貞信公記抄)

天慶の乱が起こったことを記しているが，秋田城の損害など具体的な内容については明らかではない。

上記の文献資料の記述が，発掘調査によってどこまで確認されているのであろうか。(1)(2)は本稿で扱うところであり，(3)(4)(6)は明らかでない。(5)は「昭和59年度秋田城跡発掘調査概報」(以下「59概報」と記す)で正殿「第Ⅳ期(SB 746A)」は第Ⅲ期とまったく同位置，同規模に構築されたものである。柱は大部分は抜き取られているが，残存する2本の柱痕跡には多量の焼壁と炭化物が混入しており，大火災によって焼失したものと考えられる。」「第Ⅳ



第3図 鶴ノ木地区の遺構

期の焼失正殿は、秋田城跡関係文献史料の比較から最も可能性のあるものは元慶二年（878）の俘囚の反乱による秋田城の焼打ちであろう。」として、文献史料が発掘調査によって実証されたことを示唆している。

III 問題の所在

昭和56年度から昭和60年度まで実施された「秋田城跡」護国神社境内広場地区の調査では政庁域の範囲をおさえることに成功した。政庁は正殿、正殿南建物、北東・北西建物群、東辺建物群をはじめ、政庁を区画する築地土塀、一本柱列などが検出された。これによって政庁域の規模は東西に長い形態であることが判明した。政庁正殿を調査し、昨年度末に刊行された「59概報」では、はじめて「秋田城跡」と政庁の変遷と年代について、具体的な見通しが述べられた。この内容は重要な論旨で長文にわたるが、本稿に關係する部分だけ引用する。

「秋田城の創建期は、続日本紀天平五年（733）十二月条『十二月己未、出羽柵遷置於秋田村清水岡…』である。しかしこれまで外郭築地線の調査で回転ヘラケズリの須恵器杯及び国分寺下層式の丸底土器器杯が相伴しているが、あきらかに8世紀前半に遡る遺物は出土していない」「鶺ノ木地区では出羽柵創建の翌年から750年代までの年紀のものが、また築地で囲まれた政庁域では760年以降のものが出土している。この年紀の相違は単なる偶然ではなくきわめて少ない資料ではあるが、両者間において60年頃を機に政治的な変革があったことを物語るものはないだろうか」「延暦二十三年紀の記事は名称のみの変化ではなく、施設の交替も著わしているものだとすれば、現在調査中の外郭及び政庁等の施設は天平宝字四年以降の秋田城と考えることが可能である。」

以上、断定こそ避けているが、「秋田城跡」の変遷と年代にかんする見通しは重要であり、問題点を整理すると次のようになる。

- (1) 外郭線の調査では8世紀前半の遺物が出土していない。
- (2) 鶺ノ木地区では出羽柵創建から750年代までの年紀のものが、政庁域内からは760年以降のものが出土している。
- (3) 鶺ノ木地区の建物は出羽柵跡であり、護国神社境内広場の政庁は天平宝字四年頃以降の秋田城と考えるのが可能である。

さて上記(1)は出土土器の年代比定にもとづいており、この帰結から遺構の歴史的 위치づけをおこなったのが(3)であろう。(1)の見通しにたてば、外郭線築地土塀底部間層出土土器には天平

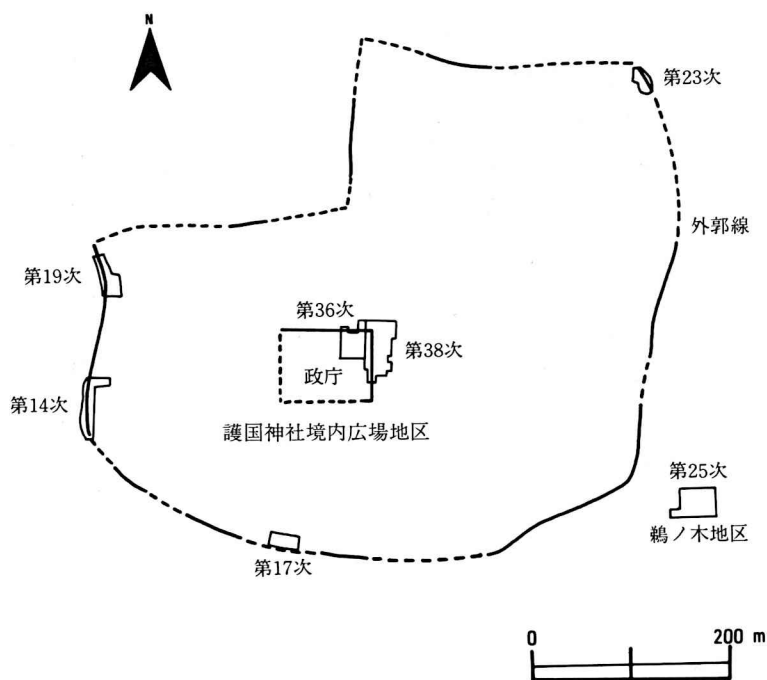
宝字三・四年頃の年代を与えたことになる。これは、秋田県の土師器・須恵器編年研究にとって一つの基準資料を提示されたことになる。(2)の問題は年紀資料の有無の指摘としては正しいが、この事実によって政庁域内から760年以前の資料がないと判断するのであれば早計にすぎるのではなかろうか。

本稿は(1)の問題について検討し、その結果として(3)の可能性が妥当か否か、私見を述べるものである。

Ⅳ 出土土器

1 定点となる土器

「秋田城跡」出土土器のなかには、8世紀代を特定できる良好な資料がいくつか認められる。ここでは年代が限定できるかあるいは年代幅をおさえることのできる一括資料、つまり定点となる土器についてまとめてみると次頁のようになる。



第4図 「秋田城跡」発掘調査地点

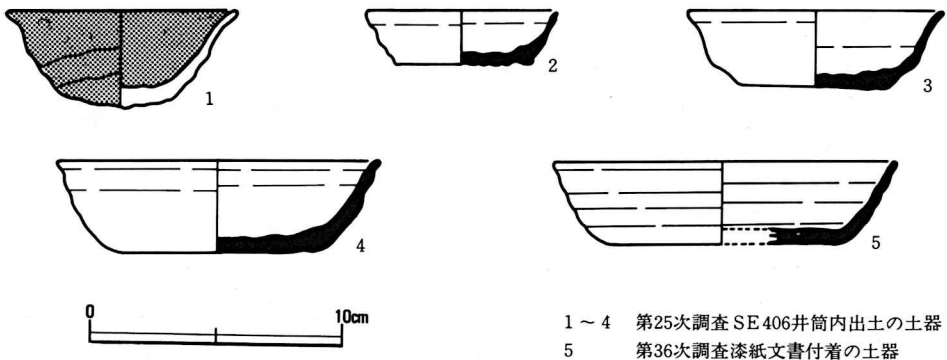
	調査回数	内 容	推 定 年 代
(1)	第25次調査	S E 406 井筒内出土の土器 (4点)	天平六年 (734) 頃か天平勝宝五年 (753) 頃をピークとする土器
(2)	第36次調査	漆紙文書付着の土器 (1点)	宝亀元年 (770) 以降でそれに近い時間をピークとする土器
(3)	第14次調査	C グループの土器 (10点)	天平五年 (733) か天平宝字三・四年 (759・760) 前後のいずれかをピークとする土器
(4)	第19次調査	築地基底部間層灰色土出土の土器 (2点)	天平五年 (733) か天平宝字三・四年 (759・760) 前後のいずれかをピークとする土器

以下、上記のものについて報告書によってその内容を記してみる。

(1) 年紀木簡に伴った土器 (第5図)

第25次調査は寺内字鶏ノ木地区で行われ、その位置は東外郭線から東方約100mの所である。

「53概報」では「S E 406 井筒内出土遺物」と報告されている。



1～4 第25次調査SE406井筒内出土の土器
5 第36次調査漆紙文書付着の土器

番号	種 別	口径	底径	器高	底径指数	高径指数	外傾度	備 考
1	土 師 器 杯	9.3		3.8		40.8	28°	非ロクロ
2	須 恵 器 杯	7.5	5.5	2.1	0.733	28.0	23°	ヘラ切り・無調整
3	須 恵 器 杯	9.9	5.9	2.9	0.595	29.2	22°	回転ヘラケズリ
4	須 恵 器 杯	12.3	8.2	3.6	0.666	29.2	22°	ヘラ切り・無調整
5	須 恵 器 杯	13.6	9.1	3.3	0.669	24.2	21°	ヘラ切り・無調整

第5図 B群・D群土器

土師器1点、須恵器3点、計4点。土師器杯(1)は巻き上げ手捏ね成形、内外面黒色処理されたもので、燈明皿として使用されたものである。須恵器杯(2・4)はヘラ切り無調整である。須恵器杯(3)は底面全体にいてねいな回転ヘラケズリの再調整がある。須恵器杯は体内面の底面から口縁部にかけてゆるやかに立ちあがるが、屈曲する変換点が1ないし2点あり、体外面には稜をもつものもある。このように杯は体下半に強い張りをもち、土器の底部が比較的厚い特徴をもつようである。須恵器杯3点は同一の高径指数であり大小関係をもつセットと見たい。したがって井筒内出土土器4点は同時期のものと位置づけておく。

SE 406 井筒内床面には瓦・埴が約三段の厚さで敷き並べられ、この埴の中に「龍」「人物」絵の墨書されたものが見つかっている。墨書埴二枚は三段に敷き並べた最下段にあり、井戸が完成した時点で設置されたもので、呪術的意味をもつと意義づけられている。井筒内出土土器4点と墨書埴は何らかの密接な関係にあったのではなかろうか。

SE 406 井筒内からは7点の木簡が出土している。井戸は井戸使用の大きな条件の変化によって放棄されるようである。年紀木簡には天平六年、(天平)勝宝四年、(天平)勝宝五年がある。井戸の廃棄年代は下限の資料をもって決めるならば天平勝宝五年(753)頃とみなされている。SE 406 井筒内出土土器が井戸の廃棄によるとすれば井戸の廃棄年代と同時期となろう。

(2) 漆紙文書付着の土器(第5図)

第36次調査は寺内字大畑、護国神社境内広場地区で行われ、その位置は政庁北東部の一部の地区である。「57概報」では「漆紙文書」のなかで報告されている。

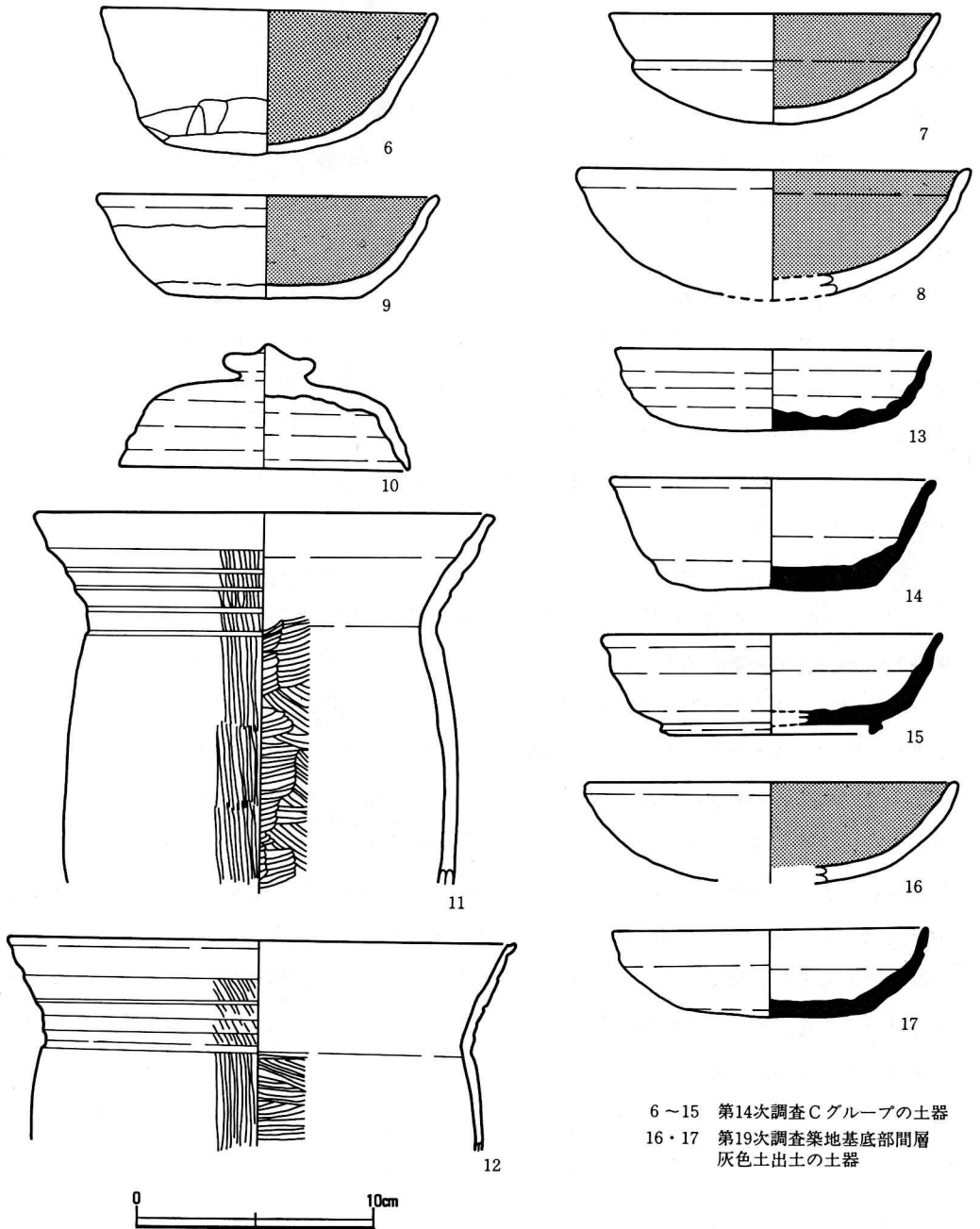
漆紙文書が付着していた土器は須恵器杯である。

漆紙文書付着土器は政庁の北側を画する築地土塀の外、4 m北側から出土した。漆紙文書の詳細ははぶくが、漆紙文書3には「神護」の文字が2点あり、漆紙文書4には「^(註5)寶龜元年」「^(註5)吉弥侯□□」の2行の文字が読みとれる。同資料を報告された日野久氏は「文書4については年紀があり、宝龜元年(770年)に作成されたことは問題のないところである。文書3は神護景雲と考えられる内容に関する年号の記載があることから、この年間か、それ以降の作成である。しかし、文書4と密着して廃棄されたことは、同時期に『フタ紙』として使用されたものであり、同時期に工房に反故として払い下げられた可能性が大きく、宝龜元年の時期とそう大きな時間差はないものと考えられる。」と考察されている。漆紙文書である「フタ紙」の直径と須恵器の直径とは一致しないが、付着していたことは事実である。したがって、須恵器杯に漆紙文書が付着した年代は日野氏の述べるごとく宝龜元年以降でそれに近い時間を想定しても大過ないと思われる。

(3) 外郭線築地土堀の築成時期を示す土器(第6図)

第19次調査は寺内字焼山地区で行なわれた, 西外郭線の調査である。標題の土器について「51概報」では「築地基底部間層灰色土出土遺物」として報告されている。

土師器 1 点, 須恵器 1 点, 計 2 点。土師器杯(16)は体外面は手持ちヘラケズリ, 内面はヘラ



第6図 A群土器

ミガキが施されている。須恵器杯(17)は口径13.2cm, 器高3.7cm, 高径指数28.4, 外傾度29.5°で、体部から底部にかけて全面手持ちヘラケズリが施されている。土器の断面を見ると、体内面には底面から口縁部にかけて屈曲する2点の変換点があり、体外面では底部から立ちあがる部分と中央部に稜がつく。このように体部下半に張りをもつことが特徴として指摘できよう。

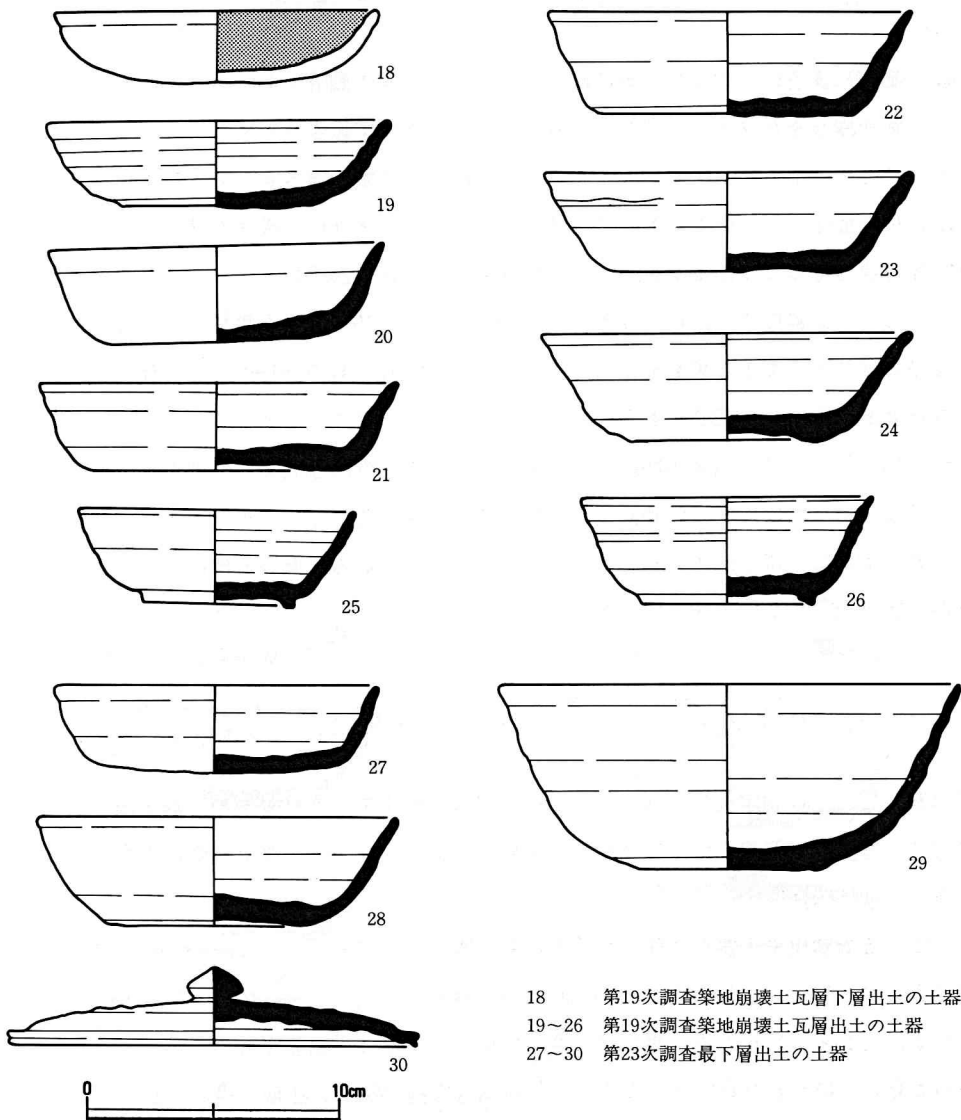
概報は出土状況と時期について、「今回の調査では第Ⅰ期築地基地部に入り込む灰色粘質土の層より、有段と無段の丸底内黒土師器杯が出土した。これらの土器は明らかに第Ⅰ期築地築成時の土器であったと考えられる。」と位置づけている。

(4) 外郭線築地土塀の築成時期にもっとも近い土器(第6図)

第14次調査は寺内字焼山地区で行われたもので、その位置は高清水丘陵の西側である。「49概報」では「Cグループ出土遺物」として報告されている。

土師器7点, 須恵器3点, 計10点あって土師器は杯4点, 蓋1点, 甕2点である。土師器杯(6~9)は非ロクロ, 内面黒色処理されている。(6)は口縁から体外面下方までヘラミガキ, 体部下端から底部まで手持ちヘラケズリがある。(7)は体外面中央に稜をもち, 上半はヨコナデ, 下半から底部までヘラケズリのあとヘラミガキを施している。(8)は外面全体に細かいヘラミガキがある。(9)は口縁部にヨコナデの痕跡が見え, 体外面上半から底部にかけて手持ちのヘラケズリが施されている。(10)はロクロ成形の蓋で, 全面ヘラミガキが施されている。甕(11・12)の口縁部は外傾し, ハケ目を施した口頸部に4~6条の沈線をもつものである。体内面には横方向のハケ目がある。須恵器杯(13)は口径13.3cm, 器高3.4cm, 高径指数25.8, 外傾度25°で底面の切り離しは回転ヘラ切りである。この器形の杯は1点だけであり, 8世紀前半の土器であろう。杯(14)は口径13.6cm, 底径8.5cm, 器高5.0cm, 底径指数0.626, 高径指数36.6, 外傾度22°で, 底面には手持ちヘラケズリの再調整が施されている。体内面には底面から口縁部にかけて2点の変換点があり, 体部下半に張りをもつ。底部も比較的厚いようである。高台杯(15)の底面の切り離しは回転ヘラ切りである。土器の断面は体内面の底面から口縁部にかけてゆるやかに立ちあがり変換点は1点しかみえないが, 体外面には2点の変換点があり稜をもつようにみえる。このように須恵器(14)(15)は共通する特徴をもつとみなされよう。

概報は出土状況と時期について「Cグループは, 土取り穴の上層が炭化層, さらに築地崩壊土が覆っている。すなわち築地崩壊以前の土取り穴である。」とし, 外郭線の「築地築成段階の土器」と位置づけている。



18 第19次調査築地崩壊土瓦層下層出土の土器
19～26 第19次調査築地崩壊土瓦層出土の土器
27～30 第23次調査最下層出土の土器

番号	種別	口径	底径	器高	底径指数	高径指数	外傾度	備考
18	土師器杯	12.8		2.9		22.6	33.5°	非クロロ・手持ちヘラケズリ
19	須恵器杯	13.7	7.5	3.4	0.547	24.8	25.0°	ヘラ切り・回転ヘラケズリ
20	須恵器杯	14.1	7.8	3.8	0.553	26.9	18.5°	ヘラ切り・無調整
21	須恵器杯	14.3	10.1	3.5	0.706	24.4	20.0°	ヘラ切り・無調整
22	須恵器杯	14.4	10.1	4.1	0.701	28.4	21.5°	ヘラ切り・回転ヘラケズリ
23	須恵器杯	14.1	8.7	3.9	0.617	27.6	27.0°	ヘラ切り・無調整
24	須恵器杯	14.7	7.5	4.2	0.510	28.5	29.5°	静止糸切り・手持ちヘラケズリ
25	須恵器高台杯	10.5		3.7		35.2	23.5°	ヘラ切り
26	須恵器高台杯	11.5		3.9		33.9	19.0°	ヘラ切り
27	須恵器杯	12.9		3.5		27.1	17.8°	ヘラ切り・無調整
28	須恵器杯	14.3		4.3		30.0	23.3°	糸切り・手持ちヘラケズリ
29	須恵器碗	18.3	7.1	7.4	0.387	40.4	22.0°	ヘラ切り・回転ヘラケズリ
30	須恵器蓋	16.1		3.2		19.8		

第7図 C群土器 (1)

2 外郭線築地土塀の崩壊年代に近い土器 (第7図)

(1) 第19次調査は寺内字焼山地区にあたり、西外郭線の調査として行なわれた。「51概報」では「築地崩壊土瓦層出土土器」「瓦層下層出土」として報告されている。

ここでは両層出土土器を一括して扱う。土師器1点、須恵器8点、計9点である。土師器杯(18)は体外面下端から底部にかけて手持ちヘラケズリ、内面にミガキが施されている。土師器杯に類似する土器は、前掲した(16)に近いものと思われるが手持ちヘラケズリの範囲が狭くなっている。須恵器杯の底面の切り離しは回転ヘラ切り(19~23)と静止糸切り(24)がある。再調整技法は体部下端から底部全体に回転ヘラケズリをもつもの(19・22)と体部下端に手持ちヘラケズリをもつもの(24)がある。

(2) 第23次調査は寺内字大畑地区で行われたもので、外郭線北東隅の調査である。「52概報」では「最下層(粘質性灰青色砂)出土遺物」と報告されている。須恵器は4点である。杯(28)は回転糸切り、体部下端に手持ちのヘラケズリを施している。碗(29)は回転ヘラ切り、体部下端から底部全面にかけて回転ヘラケズリを施している。

3 政庁域を区画する築地土塀の崩壊年代に近い土器 (第8図)

第38次調査は寺内字大畑、護国神社境内広場地区で実施されたもので、政庁域の北東隅に位置している。「58概報」では「築地崩壊瓦層出土遺物」および「築地崩壊瓦下層出土遺物」と報告されている。

ここでは両層出土土器を一括して扱う。須恵器は7点である。杯は底面の切り離しが回転ヘラ切り(31・32)と回転糸切り(34)とがある。再調整技法としては体部下端に回転ヘラ切りをもつもの(33・34)がある。高台皿(36)と類似する土器は末館Ⅱ窯跡出土品に1点ある。末館Ⅱ窯製品と比較すれば口径は一致するが、器高は2倍と高く、法量の規制があったのではなかろうか。

4 ロクロを用いた土師器の出現 (第9図)

ロクロを用いた土師器(概報では「赤褐色土器」として扱っている。)はいつごろから出現するのであろうか。第17次調査は寺内字大小路で行なわれており、南外郭線に沿った北側の所である。竪穴住居跡42棟が検出され、これは6群に分類されている。また厚さ2.50mから出土した土器については、各層出土土器として図示されている。ここで取りあげる土器は「51概

報」のなかで「最下層出土土器」「第10層出土土器」と報告されている土器である。

(1) 最下層出土土器

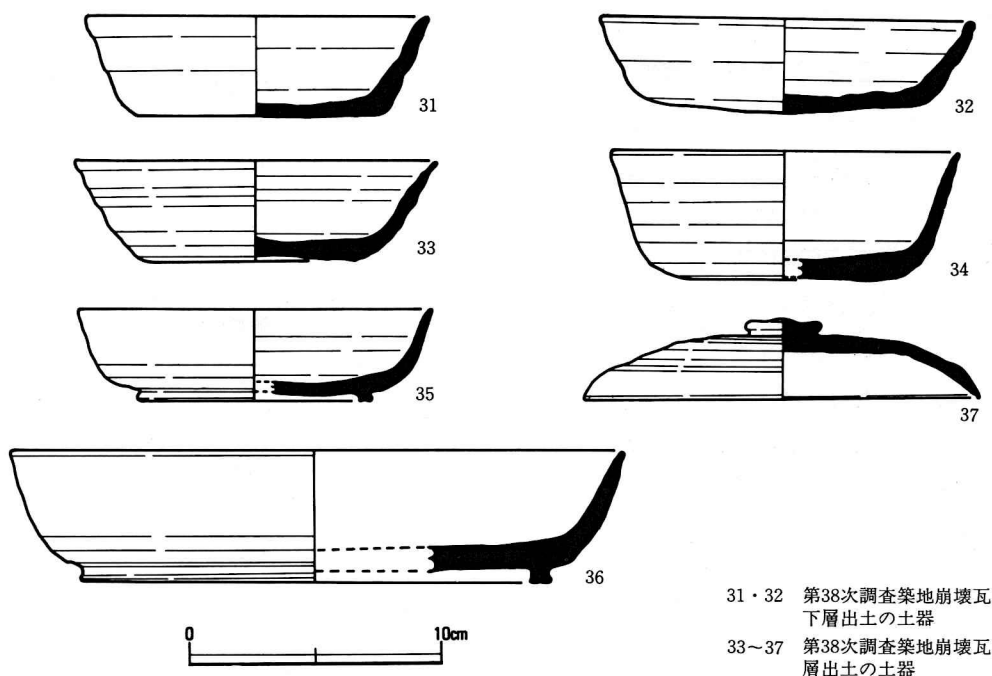
ロクロを用いた土師器2点、須恵器4点、計6点がある。土師器(38・39)は回転糸切り後、体部下端に回転ヘラケズリを施している。須恵器杯類は回転ヘラ切り(40・41・43)と回転糸切り(42)があり、いずれも無調整である。

(2) 第10層出土土器

ロクロを用いた土師器2点、須恵器4点、計6点がある。土師器杯(44・45)は回転糸切り後、体部下端回転ヘラケズリを施している。須恵器杯類は回転ヘラ切り無調整である。

最下層・第10層出土土器のなかには次のような他遺跡との関連をもつものがある。

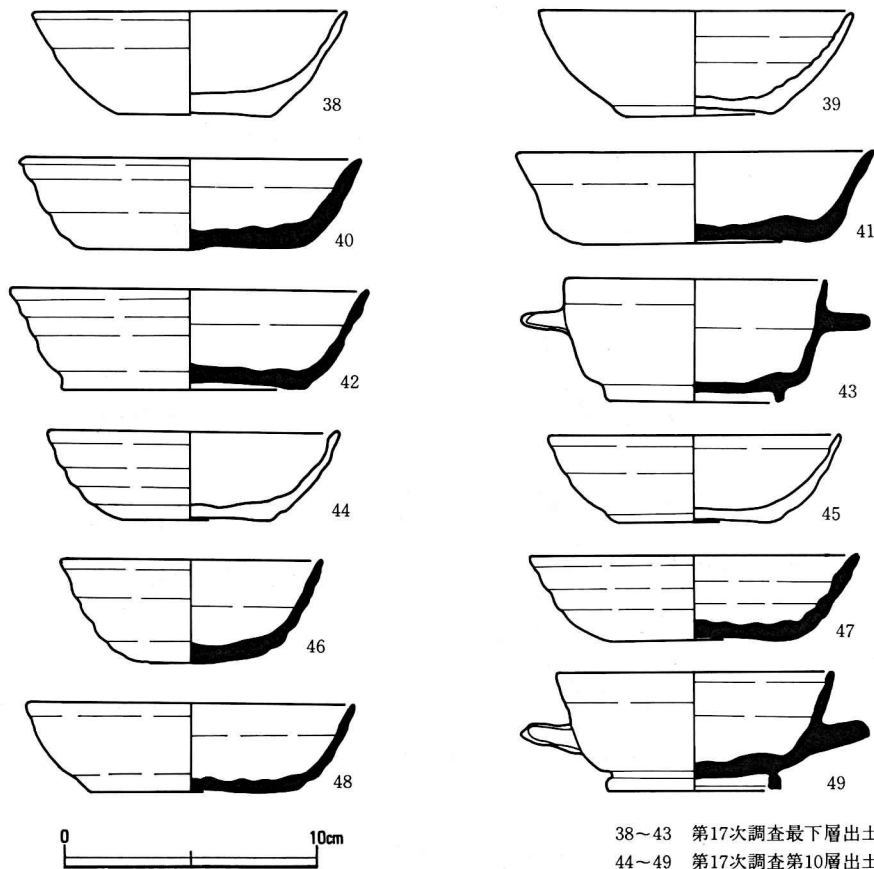
- ① 須恵器杯(42)は後城遺跡報告書のS I 170 (E-52) 出土土器と図示されている須恵器と酷似している。② 須恵器杯(46)と同一法量をもつ須恵器が末館 I 窯跡出土品にある。③ 須恵器高



番号	種別	口径	底径	器高	底径指数	高径指数	外傾度	備考
31	須恵器杯	13.5	9.8	3.9	0.725	28.8	21°	ヘラ切り・無調整
32	須恵器杯	14.7		3.8		25.8	22°	ヘラ切り・無調整
33	須恵器杯	14.5	8.2	4.2	0.565	28.9	26°	ヘラ切り・回転ヘラケズリ
34	須恵器杯	13.8	5.2	5.1	0.376	36.9	15°	糸切り・回転ヘラケズリ
35	須恵器高台杯	14.0						
36	須恵器高台皿	24.3		5.4				
37	須恵器蓋	15.6						

第8図 C群土器 (2)

台杯(49)は末館窯製品であるように確認できたが、胎土分析による裏付けが必要であろう。「秋田城」外郭線に囲まれた城内から、末館窯製品をわずか1点であるが確認できた。末館窯製品は8世紀中葉の年代をもつものであるが、^(註6)後述するように最下層、第10層の主体的な土器は8世紀後葉であり、9世紀初頭の要素を含むことを考えれば、各期の土器がまじっている様相である。



38～43 第17次調査最下層出土の土器

44～49 第17次調査第10層出土の土器

番号	種別	口径	底径	器高	底径指数	高径指数	外傾度	備考
38	土師器杯	12.3	6.2	4.0	0.504	32.5	29.5°	糸切り・回転ヘラケズリ
39	土師器杯	12.3	6.0	4.1	0.487	33.3	27.0°	糸切り・回転ヘラケズリ
40	須恵器杯	13.4	8.7	3.5	0.649	26.1	25.0°	ヘラ切り・無調整
41	須恵器杯	14.7	10.2	3.8	0.693	25.8	21.5°	ヘラ切り・無調整
42	須恵器杯	14.0	9.4	3.9	0.671	27.8	22.0°	糸切り・無調整
43	須恵器高台杯	10.2	6.9	4.8	0.676	47.0	9.0°	ヘラ切り
44	土師器杯	11.3	6.0	3.6	0.530	31.8	27.0°	糸切り・回転ヘラケズリ
45	土師器杯	11.4	6.5	3.6	0.570	31.5	25.0°	糸切り・回転ヘラケズリ
46	須恵器杯	10.2	4.8	4.1	0.470	40.1	23.0°	ヘラ切り
47	須恵器杯	12.9	7.7	3.3	0.596	25.5	29.0°	ヘラ切り・無調整
48	須恵器杯	12.9	8.2	3.6	0.635	27.9	24.0°	ヘラ切り・無調整
49	須恵器高台杯	10.8	6.9	4.7	0.638	43.5	17.0°	ヘラ切り

第9図 D群土器

V 出土土器の編年

前章で紹介した遺構および堆積層出土の一括土器を、特徴などから大きく4群に分けて検討を加え、各群の年代幅を推定してみることにする。

1 A群の土器 (第6図)

A群の土器としたものは①第19次調査・築地基底部間層灰色土出土の土器②第14次調査・Cグループの土器である。

〔須恵器〕 器種は杯と高台杯がある。主体となっている杯の器形は平底ないし丸底・丸底風の底部から体部下半が強く張るような特徴をもち、口縁部は外反、外傾、内弯するものがある。この特徴をもつ須恵器は新潟県上越市今池遺跡のⅠ期^(註7)にみとめられ、ここでは8世紀前半に位置づけられている。

〔土師器〕 杯・甕などがあり、非ロクロ成形であるが蓋だけはロクロ成形である。杯は①器内外に段もしくはくびれがあり、丸底の底部をもつ、体外面上半はヨコナデ、下半はヘラケズリ→ヘラミガキ、体内面はミガキの調整をもつもの②器外に段もしくはくびれがあり、丸底ないし丸底風の底部をもつ。口縁部は直立もしくは外傾し、丸底の底部をもつ。体外面には手持ちヘラケズリ、体内面にはミガキをもつもの③器内外には稜をもたず、丸底風ないし平底の底部をもつ。体外面は手持ちヘラケズリ、体内面はミガキの調整をもつもの、などを包括するが、将来は細分されよう。甕は口縁部に数条の沈線・段をめぐらしている。このような甕は、秋田市後城遺跡第1群土器、秋田県由利郡西目町沼田遺跡、山形県東根市藤の木遺跡、宮城県栗原郡志波姫町御駒堂遺跡第1群土器など東北北半から北海道にかけてみられる。これらの遺跡における共伴する土器からみれば「秋田城跡」の土師器甕は8世紀前葉までの範囲であり、遅れても8世紀前半以前と考えることができる^(註8)。

以上のことから、A群の土器は8世紀前半と思われるが、後の「B群の土器」の項で述べているように天平五年(733)をピークとする土器あるいは天平五年以前の土器とすることができよう。

2 B群の土器 (第5図)

B群の土器としたものは、第25次調査・SE406井筒内出土の土器である。

〔須恵器〕 杯がある。体内面は底面から口縁部にかけてゆるやかに立ちあがるが、その途中に1・2点の変換点をもつ。体外面においても、1・2点の変換点が稜を形成する。土器の底部は比較的厚いものが多く、土器の成形・調整技法などについて詳細な観察が必要である。このように杯は体部下半に強い張りをもつ特徴をもっているようである。

このような特徴をもつA・B群の須恵器杯は平城宮SD1900A出土土器（平城宮Ⅰ，710年）や平城宮SD485出土土器（平城宮Ⅱ，725・730年）に平行する土器と位置づけられる。「秋田城跡」における8世紀前半の文献史料は天平五年（733）の高清水岡への出羽柵遷置しかみえないこと、またSE406井筒内出土土器を井戸が完成した時点での呪術的な行為に用いられたものと理解すれば、出土木簡の天平六年（734）頃と出羽柵遷置との年代は整合し、出土土器の特徴も一致する。

〔土師器〕 杯があり、非ロクロ成形である。^{（註9）}新潟県新井市栗原遺跡SD25出土の須恵器杯が、本土器に器形が似ており、掲載図から復原すれば口径12.3cm、器高4.9cm、高径指数39.8の法量である。両土器は高径指数が一致するので大小関係にある器形とみなされ、土師器杯は須恵器杯を模倣したものであろう。この見通しにたてば、栗原遺跡SD25出土土器は8世紀前半に比定されているので、B群の土師器杯もほぼ同時期と考えてよいであろう。

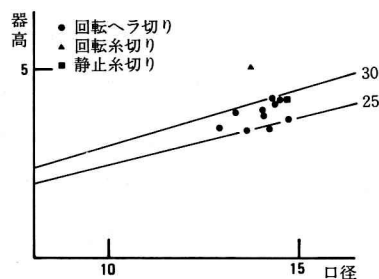
以上のことから、B群の土器は天平六年（734）に近い年代をピークとする土器とすることができる。また、A群の土器についても天平五年（733）をピークとする土器と位置づけることができよう。

3 C群の土器（第7・8図）

C群としたものは①第19次調査・築地崩壊土瓦層下層、瓦層出土の土器②第23次調査・最下層の土器③第38次調査・築地崩壊瓦下層、瓦層出土の土器が含まれる。当群の土器は、A・B群およびD群の土器に含まれないものを一括したものである。

〔須恵器〕 杯、碗、高台杯、高台皿、蓋がある。杯類土器の底面の切り離しはヘラ切り、静止糸切りがあり、再調整技法には回転ヘラケズリ、手持ちヘラケズリがある。蓋は宝珠形のつまみをもつもの、笠形をなす頂部に比較的大きな擬宝珠形のつまみもつものなどがある。

須恵器杯の底面の切り離しと再調整技法の有無について調べてみる。対象となる土器8点を



第10図 須恵器杯(C群)の法量分布

(註10)
岡田・桑原両氏の分類基準によって分けてみれば、1—b類（ヘラ切り+回転ヘラケズリ）2点、4類（静止糸切り+回転ヘラケズリ）1点、6類（ヘラ切り無調整）4点、8類（糸切り+手持ちヘラケズリ）1点となる。ヘラ切りをもつもの6点（75%）、静止糸切り・回転糸切りをもつもの2点（25%）とヘラ切りが主体であるが、静止糸切り・回転糸切りが共存している。また、再調整技法をもつものが4点（50%）もあることはB・D群の土器と著しい相異点である。このような再調整技法が8世紀中葉にきわだって多いことはすでに指摘されているところである。(註11)
当群の須恵器杯と同器形をもつものは末館窯跡に2点（1—b類）ある。

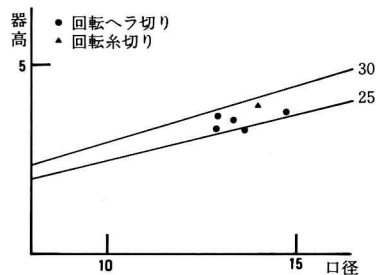
〔土師器〕 杯があり、非ロクロ成形である。杯は口縁部は外反ぎみ、丸底である。体外面下端から底部にかけて手持ちヘラケズリ、体内面にはミガキがある。この土器はA群土器の一部と器形、調整が共通するものであり、同類と扱ってもよいものである。当期の土師器は1点しかないため、本土師器杯をもってC群の土師器全体をみたことにはならない。

以上のことから、C群の土器はおおよそ8世紀中葉に中心をおく年代を与えることができるであろう。

4 D群の土器（第5・9図）

D群としたものは①第36次調査・漆紙文書付着土器②第17次調査・最下層の出土土器③第17次調査・第10層出土の土器である。

〔須恵器〕 杯・高台杯がある。杯はヘラ切り無調整のものが多く、糸切り無調整のものが少ない。高台杯はヘラ切り無調整である。最下層出土土器の法量平均値は口径14.0cm、底径9.4cm、器高3.7cm、底径指数0.671、高径指数26.5、外傾度22.8°である。



第11図 須恵器杯(D群)の法量分布

この数値は手形山1号窯、2号窯出土土器の法量分布とほぼ一致するものであり、漆紙文書付着土器の法量とも一致する。したがって漆紙文書付着土器・最下層出土土器は手形山窯土器段階と位置づけることができる。手形山窯土器段階は8世紀後半と推定しているので、漆紙文書付着土器の推定年代とも整合する。

第10層出土土器の法量平均値は口径12.9cm、底径8cm、器高3.3cm、底径指数0.615、高径指数26.7、外傾度26.5°である。この数値を最下層出土土器と比較すれば、第10層出土土器は底径指数が小さく外傾度が大きくなっていることがわかる。この結果から、第10層の土器は法量縮小と外傾度が増大していると判断される。法量縮小は平城宮では平城宮Ⅳ（765年）以降、外

傾度の増大は平城宮Ⅴ（780年）以降において顕著であることが知られているところである。^{（註12）}

〔土師器〕 杯がある。杯はロクロを用い、底面の切り離しは糸切り、体部下端に回転ヘラケズリが施されている。このロクロを用いた土師器は、いつごろ発生したのか、どのような系譜をもつものなのか不明な部分が多い。いずれにしても、須恵器杯との共伴関係から、8世紀後葉のある時点で発生したことは確実であり、さらにさかのぼる可能性もある。

以上のことから、D群の土器は8世紀後葉を中心とし、9世紀初頭にまたがる年代を与えることができよう。

さて、これまで述べてきた各群の土器と文献史料を重ね合わせて各群土器の年代を考定すれば次の表のようにまとめることができる。

第2表 土器群の推定年代

土器群	出土土器	年 代	700 725 733 750 759 775 800						
A 群	第19次調査 築地基底部間層灰色土出土の土器				■				
	第14次調査 Cグループの土器				—■				
B 群	第25次調査 SE406井筒内出土の土器				■-----				
C 群	第19次調査 築地崩壊土瓦層下層、瓦層出土の土器				-----				
	第23次調査 最下層出土の土器				-----				
	第38次調査 築地崩壊瓦下層、瓦層出土の土器				-----				
D 群	第36次調査 漆紙文書付着の土器						■-----		
	第17次調査 最下層出土の土器						-----		
	第17次調査 第10層出土の土器							-----	

Ⅵ 土器からみた施設の創建年代

1 外郭線築地土塀の築成と崩壊年代

- (1) 築地土塀の築成はA群土器から8世紀前半と考えられるが、文献史料との照合からは天平五年(733)頃と位置づけることができる。
- (2) 築地土塀の崩壊はC群土器から8世紀中葉に始まっていたと理解したい。
- (3) 第17次調査において末館窯製品とみなすことができる須恵器高台杯を観察できた。また、末館窯製品と酷似したり、法量の一致あるいは大小関係にあるものなどが数点認められる。末館Ⅰ・Ⅱ窯跡は横手盆地の南西端にあり、出土土器は8世紀中葉と位置づけている。この末館窯製品が「秋田城」の外郭線に沿う城内から出土することは、すでに8世紀中葉には外郭線が機能していたと解釈でき、さらに秋田平野と横手盆地の令制下の連絡を考えるうえでも重要な課題を内在させているように思える。

2 政庁を区画する築地土塀の崩壊年代と政庁

- (1) 築地の崩壊はC群土器から8世紀中葉に始まっていたと考えられる。したがって築地土塀の築成年代は秋田出羽柵の創建である天平五年(733)をあてることができる。つまり護国神社境内広場地区の政庁は天平五年に造営された「出羽柵政庁」だったのではなかろうか。その後天平宝字3・4年前後に「秋田城」と改称され、以後継続されたものと思われる。
- (2) 鵜ノ木地区の建物が出羽柵跡の政庁といえるのであろうか。筆者は「多賀城政庁は陸奥国府であるとともに、城柵官衙遺跡の規範となる地域性をもっていた。」と述べたこと(註13)がある。多賀城が陸奥・出羽両国に強い管轄権をもっていたとすれば、多賀城政庁の建物配置型式とまったく異なる鵜ノ木地区の建物群を出羽柵政庁と理解することはできない。

むすび

これまで須恵器の編年大系を基礎に、出土層位・文献史料から検討を加え、出土土器と遺構

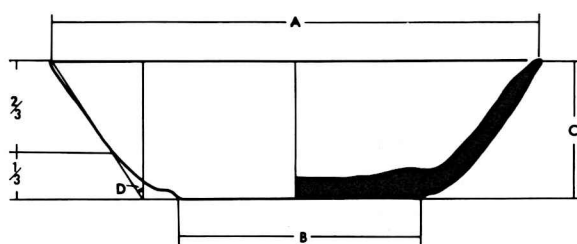
の絶対年代を求めてきた。4群に大別した土器群の年代は8世紀前半(A・B群), 8世紀中葉(C群), 8世紀後葉・9世紀初頭(D群)の3時期に分けることが可能と考える。

上述の土器編年と年代観にもとづけば, 外郭線築地基底部間層灰色土出土の土器には天平五年の年代を与えられ, 外郭線は天平五年以降機能していたといえる。また護国神社境内広場地区の政庁創建は出羽柵期なのか秋田城期なのか検討することにあつたが, おそらく天平五年の秋田出羽柵期であろうという結論に達した。

しかし, 問題がないわけではない。年代を特定できる遺構および堆積層出土の一括土器がもっと欲しかったこと。図示した土器の法量指数は概報の2倍拡大図から計測したものであり, 実測数値とは誤差があることなどである。このような資料取り扱い上の問題点と制約を感じながらも本論を展開したのは, 「秋田県における8世紀の土器」を大きな視野から素描してみたかったからである。

最後に, 本稿で取り上げた土器についてつぶさに観察する機会をつくってくださった秋田市教育委員会秋田城跡発掘調査事務所の小松正夫・日野久両氏に特に感謝申し上げたい。両氏には近年にない寒威な今冬, 冷凍冷蔵庫のような出土品収蔵庫で, コンテナのなかから土器一点一点を点検しながら見せていただいた。また筆者の誤解や理解の不足についても細部にわたって御教示いただいた。両氏から御教示いただいたことはできるだけ取り入れたつもりである。

成稿するまでの間においては, 秋田県埋蔵文化財センターの利部修, 小林克, 高橋学, 谷地薫各氏からも有益な御教示をいただいた。また, 奈良・平安時代の土器について共同研究を進めている弘田柵跡調査事務所の岩見誠夫・山崎文幸両氏からも御指導と御助言をいただいた。ここに記して, 深く感謝申しあげる。



A : 口径 B : 底径 C : 器高 D : 外傾度
E : 底径指数 $= \frac{B}{A}$ F : 高径指数 $= \frac{C}{A} \times 100$

杯の法量計測基準

註

- 註1 (1) 秋田市教育委員会秋田城跡発掘調査事務所 『昭和47～59年度秋田城跡発掘調査概報』
昭和48年～昭和60年(1973年3月～1985年3月)
(2) 小松正夫 「秋田城出土土器(1) — 土師器杯について — 」 『秋田考古学』第32号
昭和50年(1975年3月)
(3) 日野 久 「秋田城跡出土土器(2) — 須恵器杯(台付杯)について — 」 『秋田考古学』第33号 昭和51年(1976年8月)
(4) 小松正夫 「秋田県の土師器・須恵器について」 『歴史時代土器の研究Ⅰ』 昭和51年
(1976年11月14日)
(5) 小松正夫 「秋田県の土師器について」 『考古風土記』第2号 昭和52年(1977年4月29日)
(6) 石郷岡誠一 「秋田城跡出土土器(3) — 須恵器(蓋)について — 」 『秋田考古学』第34・35号 昭和53年(1978年1月)
(7) 小松正夫・石郷岡誠一・日野久他 『後城遺跡発掘調査報告書』 秋田市教育委員会 昭和56年(1981年3月)
(8) 小松正夫 「秋田城 — 遺構と遺物 — 」 『歴史手帖』第12巻5号 昭和59年(1984年5月1日)
(9) 小松正夫 「秋田城跡の発掘調査」 『日本歴史』第445号 昭和60年(1985年6月1日)
註2 岩見誠夫・船木義勝 「秋田県の須恵器および須恵器窯の編年」 『秋大史学』第32号 昭和60年(1985年11月)
註3 小松正夫 「庄内昭男氏の『秋田城内外検出の竪穴住居跡』をめぐって」 『秋田考古学』第38号 昭和59年(1984年3月31日)
註4 註1(8)(9)文献
註5 日野 久 「秋田城跡第36次調査出土の漆紙文書」 『秋大史学』第30号 昭和59年(1984年3月)
註6 註2文献
註7 新潟県教育委員会 『上新バイパス関係遺跡発掘調査報告Ⅰ — 今池遺跡 — 』 新潟県埋蔵文化財調査報告書第35集 昭和59年(1984年3月31日)
註8 宮城県教育委員会 『東北自動車道遺跡調査報告書Ⅵ — 御駒堂遺跡 — 』 宮城県文化財調査報告書第83集 昭和57年(1982年3月25日)
註9 新潟県教育委員会・新井市教育委員会 『栗原遺跡 — 第4次・第5次発掘調査概報 — 』昭和57年(1982年3月)
註10 岡田茂弘・桑原滋郎 「多賀城周辺における古代杯形土器の変遷」 『研究紀要Ⅰ』 昭和49年(1974年3月31日)
註11 註10文献
註12 奈良国立文化財研究所 『平城宮発掘調査報告Ⅶ』 昭和51年(1976年3月31日)
註13 秋田教育委員会弘田柵跡調査事務所 『弘田柵跡Ⅰ — 政庁跡 — 』 秋田県文化財調査報告

秋田県埋蔵文化財センター研究紀要 第1号

書第122集 昭和60年（1985年3月31日）